



# 秘密指定解除

公文書監理室

秘

## 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

う用機材についても何分の御配慮をお願いしたいので、御検討願えぬが。当方としては本研しゆう員派遣を第1段階とし、今後研しゆう員派遣、機材供与等第2第3段階に進み、総合的な治りより効果を挙ぐるべき方向を望んでいると述べていた由。

外務部より正式回答あり次第報告申上ぐべきもとりあえず。

—2—

(3)